

三浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

令和 6 年 5 月 31 日に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布され、仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備するための法改正が行われた。

また、これについて、令和 6 年 8 月 8 日付けの人事院による公務員人事管理に関する報告においても、民間労働法制の施行から遅れることなく実施することとされている。

これらを受けて、本市においても法の趣旨と同様の制度改正を行うこととし、本市条例について必要な規定の整備を行うもの

2 改正の内容

(1) 時間外勤務の免除の対象となる職員の範囲の拡大

改正前	改正後
3 歳に満たない子のある職員	小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 介護離職防止のための任命権者の義務（新設）

- ・ 仕事と介護の両立支援制度に関する周知・意向確認等
- ・ 研修の実施、相談体制の整備等

3 施行期日等

施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とするほか、所要の経過措置を講ずる。